

# 建設委員会記録

開催日時 平成31年3月5日(火) 13:07~14:18

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

清水 勉 委員長  
太田 敦 副委員長  
大国 正博 委員  
岩田 国夫 委員  
乾 浩之 委員  
国中 憲治 委員  
新谷 紘一 委員  
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 山田 県土マネジメント部長  
増田 まちづくり推進局長  
石井 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

## (1) 議案の審査について

<平成31年度議案>

議第21号 奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(建設委員会所管分)

議第23号 奈良県専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例及び奈良  
県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(建設委員会所管分)

議第25号 奈良県自動車駐車場条例の一部を改正する条例

議第28号 流域下水道維持管理費等市町村負担金の徴収の変更について

議第34号 奈良県高齢者居住安定確保計画の変更について

<平成30年度議案>

議第117号 奈良県コンベンションセンター条例の一部を改正する条例

報第 33 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定による専決処分の報告について

損害賠償額の決定について

報第 34 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分の報告について

県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件について

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(建設委員会所管分)

(2) その他

#### <会議の経過>

○清水委員長 では、ただいまから、建設委員会を開会いたします。

本日の欠席はございません。また、どなたも遅刻することなく出席をしていただきました。ありがとうございます。

本日当委員会に対してただいま傍聴の申し出はございません。申し出がありましたら 20 名を限度に入室をしていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、案件に入ります。

まず各議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおり、平成 31 年度議案議第 21 号、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例、当委員会所管分、議第 23 号、奈良県専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例及び奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、当委員会所管分、議第 25 号、奈良県自動車駐車場条例の一部を改正する条例、議第 28 号、流域下水道維持管理費等市町村負担金の徴収の変更について、議第 34 号、奈良県高齢者居住安定確保計画の変更について、平成 30 年度議案議第 117 号、奈良県コンベンションセンター条例の一部を改正する条例、ほか報告 2 件です。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けた議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、個々の議案の説明につきましては、議案説明会で行われたため省略いたします。

それでは、付託議案について質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については、後ほど質問を行いますのでご了承願います。

では、質疑がある方よろしくお願いたします。

**○太田副委員長** 私から数点質問させていただきます。奈良公園の議第25号にかかわる部分ですが、先日も本会議で3名の議員から質問がございましたけれども、奈良公園バスターミナルに移動する最中に市立奈良病院や民間の病院があり、救急車の通行とも重なり、支障が出ないかという心配が地元から出ていることです。この交通問題は地域住民の暮らしにも大きく影響しますが、住民や奈良市との調整は一体どのような形で行われているのかお伺いしたいと思います。

**○上平奈良公園室長** バスターミナルができて、車を迂回させることによる交通問題についてお答えします。奈良公園バスターミナルですが、観光バスは乗客の降車後、高畑駐車場や上三橋駐車場へ回送します。高畑駐車場への回送ルートにつきましては、周辺の交通状況を踏まえ、県警とも協議を行った結果、渋滞しやすいやすらぎの道を通らず、油阪交差点から大森町交差点を経由するルートに決めました。このルートにつきましては、特に住民の意見を聞いていませんが、沿道には副委員長がおっしゃった救急病院や奈良市中央消防署があるのは承知しています。このことについては、ターミナルを利用する交通事業者へ十分周知を徹底するとともに、奈良市や病院、消防署に対しても説明してまいります。

なお、市民生活への影響につきましては、今後ターミナル供用開始後の交通状況に注視するとともに、引き続き県警など関係機関とも協議してまいりたいと考えています。以上です。

**○太田副委員長** 大きな渋滞による影響はないという趣旨のご答弁と思いますが、観光のトップシーズンなどには、かなりバスも多くなると思います。現在でも市内で循環バスがとまっていて自動車がその後につながるという状況があると思いますが、この状況が解消されるという認識でよろしいのでしょうか。今も渋滞が発生しているような状況であると思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

**○上平奈良公園室長** 渋滞につきましては実際の交通量でいいますと、午前7時台とか午後5時台が一般の車が最も多い時間帯です。ターミナルのバスにつきましては、午前9時ぐらいからふえ始めて、午後5時までには収束し、以降はバスの台数も大分減っていきます。だから、交通渋滞と重なることはないと考えています。

それと、私も何度かここを走ってみましたけれど、バスの停車による渋滞というのか、

後ろにつながり、一時的にとまることはありますけれども、車は流れていますので、ずっと渋滞を引き起こすという現象にはなっていませんでした。以上です。

**○太田副委員長** バスターミナルにかかわりまして、先の本会議でも3名の議員が質問されたので、県民的な関心、住民の皆様の疑問や不安というのがあるかと思います。周知徹底を図っていくとのことですので、しっかり住民の皆様の気持ちに寄り添いながら進めていただきたいと思っています。

次は流域下水道維持管理費等市町村負担金の問題ですが、奈良市議会から負担金引き下げの意見書が出され、県から今回据え置きで議案が出されています。どのような検討を行った結果、このような議案を出されたのかお伺いしたいと思います。

**○小西下水道課長** 太田副委員長から、流域下水道の市町村負担金について奈良市議会から意見書が出ていることに対して、どのように考えているのかとの質問をいただきました。お答えします。

奈良県の流域下水道には、大和川第一処理区をはじめとする4つの処理区があります。これらの処理場等の維持管理にかかる費用は、奈良市を含め関係28市町村全ての同意の上で、統一単価で汚水量に応じた負担を求めています。奈良市議会からの意見書の趣旨は、奈良市の汚水を処理している第一処理区の処理原価で試算した場合に比べると、統一単価の方が奈良市の負担が大き過ぎるため、負担金の統一単価の見直しを求めるものであると奈良市担当部局から伺っています。

奈良市に対しては、意見書の受理後、県の考え方を説明し、理解を求めたところです。統一単価につきましては、受益者負担の考え方が適切であると考えており、現在もこの考え方に基づいています。この統一単価を仮に処理区単位に回すことは、処理区によっては負担が増大することも懸念されます。各地域で異なる意見も考えられ、慎重に対応することが必要と考えており、現行の統一単価で議案を上げさせていただいています。以上です。

**○太田副委員長** 奈良市からの意見も酌み取る形でこうした対応をさせていただいていると思います。先ほどのご答弁でもありましたけれども、例えばそれぞれの処理区で、それぞれ負担を行うことになると、例えば第二浄化センターや宇陀川浄化センター、吉野川浄化センターでの負担がぐっと上がってしまいますので、これは私も適切ではないと思います。前の委員会でもお伝えさせていただいたのですけれども、総務省の基準で出している金額と現在奈良県が出している繰入金、県はまだ出している方ということなのですが、総額の10分の1も出してもらっていない状況です。県の繰入金は、ここ数年7,000

万円で推移していると思うのですが、今後どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○小西下水道課長 一般会計からの繰り入れについての質問でございました。県の負担が現在7,000万円になっていますが、今後は市町村の実情も把握した上で、共通認識のもと、そのあたりについて検討していきたいと思っています。以上です。

○太田副委員長 一定の努力もしていただいているのですが、やはりこの一般会計からの繰り入れを私はもう少し全体の中でも見ていただきながら、引き上げていただくべきだと申し上げておきたいと思います。以上です。

○清水委員長 ほかにございませんか。では、ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて付託議案について議員の意見を求めます。まず、自由民主党さんからご意見よろしくをお願いします。

○国中委員 賛成。

○清水委員長 自民党奈良さん。

○岩田委員 賛成。

○清水委員長 創生奈良さん。

○川口（正）委員 賛成。

○清水委員長 公明党さん。

○大国委員 付託されました全議案について賛成いたします。

○清水委員長 では日本共産党さん。

○太田副委員長 私は議第21号については代表質問でも取り上げさせていただきましたが、消費税の増税を見越したという点では、賛成できません。議第28号につきましては、努力はしていただいているのですが、やはり県としては、一般会計からの繰り入れをもう少し行うべきだと申し上げまして、この議案についても賛成できないことを表明したいと思います。

残りの議案については賛成です。

○清水委員長 では、ただいまより、付託を受けました各議案について採決をいたします。

まず平成31年度議案、議第21号中当委員会所管分及び議第28号については、委員より反対の意見がございましたので、起立により採決をいたします。

原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立者多数でございます。ご着席願います。

よって平成31年度議案、議第21号中当委員会所管分及び議第28号は原案どおり可決することと決しました。

次に、残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りをいたします。平成31年度議案、議第23号中当委員会所管分、議第25号、議第34号、平成30年度議案、議第117号及び報第33号については、原案どおり可決または承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、本案はいずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、報告案件についてであります。報第34号中当委員会所管分については、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

まず、県土マネジメント部長から奈良県道路整備基本計画（改定案）の概要、ほか3件について、まちづくり推進局長から県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件の状況について、水道局長から新領域水道ビジョンほか2件について報告を行いたいとの申し出がありました。

県土マネジメント部長、まちづくり推進局長、水道局長の順に報告を願います。なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明、ご報告願います。

では、順次よろしく申し上げます。

○山田県土マネジメント部長 報告1「奈良県道路整備基本計画（改定案）の概要」について、12月定例会で骨子をご説明させていただいたのですが、今回それを少し肉づけしまして、赤字が前回のご説明からの追加になります。まず、I、整備すべき道路のあり方ですが、3つございまして、基本的には、今の路線を踏襲しています。1、骨格幹線道路ネットワークの形成。第二阪奈有料道路と京奈和自動車道を接続する広域ネットワークの検討を今回追加しています。

2、奈良県経済の進展に対応した目的志向の道路整備の推進、③まちづくりに資する道

路整備の推進を今回新たに項立てしています。

3、安全・安心を支える道路整備。今までも概念はあったのですが、今回柱として出しました。特に重要インフラの防災・減災対策の推進、この辺が今回の補正の目玉になっていますので追加しています。

Ⅱ、道路整備の進め方ですが、基本的に今の流れを踏襲しています。1点だけご説明させていただきたいのは、Ⅱ、道路整備の進め方、1、評価の重視と「選択と集中」、①段階に応じた評価の実施の中で、事業着手前段階：用地状況や効果を踏まえた優先度の検討がございます。工事を始める前に必要性や用地状況を踏まえて優先度を考えていこうという新たな試みで考えています。

続きまして、道路の整備に関するプログラムです。これは今申しました事業をいかに進めるかというプログラムで、5年間の計画で主な整備箇所として骨格幹線道路ネットワークの事業展開箇所、総事業費は平成30年度当初予算を前提にした概算です。骨格幹線道路ネットワークの事業展開箇所イメージ（下表は現計画のもの）とありますが、あくまでイメージです。例えば、横線が入っていますのは終わった事業ですし、新たな事業展開箇所は今後検討していこうと思っています。補正予算もつきましたので、できましたら6月議会でもう一度ここを入れ直して、9月議会でお諮りする形で進めたいと思っています。

「奈良県道路整備基本計画（改定案）の概要」については以上です。

○清水委員長 報告2をお願いします。

○山田県土マネジメント部長 奈良県土砂災害対策施設整備計画、先ほどの砂防版だと思ってください。奈良県のこれまでの主な取り組み、「選択と集中」でやってきていますと。特にⅡで代替性のない避難所や24時間利用の要配慮利用施設を守ろうとやってきましたと。イエロー区域、レッド区域の指定もやってきました。いろいろ質問いただいているところですが、今その調査を進めています。

2番で、最近の動向として、平成30年7月豪雨の教訓がありました。特に、人的被害の9割がレッド区域で起きていることを非常に重視しました。計画期間は先ほどの道路と一緒に5ヶ年です。「選択と集中」で特にレッド区域にあって、要配慮者の利用施設、代替性のないものを整備していくとしています。あとは最近の動向で土石流対策を優先しようとか、今まではあまり砂防ではなかったのですが、見える化や継続的なマネジメントに取り組むことにしています。報告2は以上です。

○清水委員長 報告3をお願いします。

**○山田県土マネジメント部長** 高原トンネルの説明です。前回の委員会のときに事案が起きたということで少し説明をさせていただきました。これまでの経緯で、トンネル安全対策検討会を2回開いています。現在の状況ですが、トンネルが老朽化したわけではなく、周辺地盤の変状が原因だろうと言われていています。周辺地盤の変動調査を国と連携して行っています。トンネル内の亀裂もだんだん開いてきていますので、トンネルの亀裂変位計測も行っています。暫定交通開放に向けて、トンネル内の写真にあります応急対策工事に既に着手していますが、工事中に交通支障となる変状が生じた時に即座に対応できる監視体制を構築して、通そうと思っています。応急対策工事と監視体制の2つに同時に対応してできるだけ早く開通させたいと思っています。

最後は報告4になります。確認になりますが、奈良県道路公社の解散についてです。今後のスケジュールですが、昨年度の議会で第二阪奈有料道路について事業変更の申請・許可をいただきました。11月議会で奈良県道路公社の解散に関する議案の議決をいただきまして、ことし3月31日に奈良県道路公社解散、翌日からNEXCO西日本へ移管となります。

これ以外に別添資料で1から3がついています。個別には説明しませんが昨年度の話も踏まえまして、私が所管している事業の主な事業箇所が入っている表です。私からは以上です。

**○清水委員長** 続いて、増田まちづくり推進局長。

**○増田まちづくり推進局長** 報告5の説明をします。県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件の状況についての報告です。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、専決処分事項として、議会でご報告させていただいている訴訟事件の状況です。訴訟申し立てを行った件数は、平成30年度は9月定例会の段階で14件となっておりまして、和解等を除いて判決まで至った11件は全て本県の主張が認められています。説明は以上です。

**○清水委員長** 石井水道局長。

**○石井水道局長** 昨年12月に骨子について説明した新県域水道ビジョンの案を取りまとめましたので説明申し上げます。総務警察委員会の付託議案、平成31年度議案、議第31号として本議会に提出されていますが、県水道局も取り組み主体の一つになることから概要について当委員会にご報告します。

1枚目をごらんください。ご存じの通り人口減少による水需要の減少、施設更新費用の

増加、技術職員の不足など水道事業を取り巻く経営環境は、非常に厳しいものがございます。そこでこの計画は、持続可能な水道事業の運営のため、県及び市町村による県域水道広域連携の実現に向けた指針となるものです。新ビジョン策定の概要の部分をごらんください。

県域を上水道エリアと簡易水道エリアに区分して、それぞれのエリアごとにあり方を示しています。また、事業の対象期間は平成31年度からおおむね10年間としています。

2ページ目は、上水道エリアの現状分析と課題を整理して、それを踏まえて、水道事業のあるべき姿を示しています。この部分は持続、強靱、安全の3つの観点で対応策を整理しています。その取り組みとして県域全体で水道資産への投資効率化を考える広域連携方策、それから施設の耐震化や老朽化への対応、また市町村域にとらわれない支援体制の再構築などの危機管理方策、それと安全確保のための水質管理の一元化の3つについての考え方を取りまとめたものです。

3ページ目です。ここでは、簡易水道エリアについての課題と取り組みをまとめています。取り組みについて、簡易水道事業を行う個々の村々では解決しない課題に対して、広域的な支援を行う受け皿組織の構築を中心に方策をまとめています。

今回の新県域水道ビジョンとしては、水道の基盤強化のために今後、県、市町村、水道事業者が講じるべき政策として、1つ目は、県と県水道局がその推進調整役となること、また、市町村の水道事業者が広域連携を推進して、水道事業を適正かつ効率的に行うことに努めることなどを記載したところです。このビジョンは、水道行政における今後の施策の基本的な方向性を定めるものとして取りまとめました。これらを踏まえて、今後このビジョンに基づき、県と市町村において、県域水道一体化の協議を進めるものとしています。以上です。

報告の2つ目です。「各市町村の水道料金等について」です。本件は昨年12月の建設委員会において、市町村の水道料金の実態に関する質問がございましたことに対してのご報告です。県内上水道エリアにおける各市町村の一般家庭での10立方メートル当たりの月額料金につきましては、表の市町村欄の隣の欄に記載している金額です。比較しやすいように右側に棒グラフを載せています。

また、料金体系欄の口径別とといいますのは、水道メーターの口径の大小を基準にして金額を設定しているもの。用途別につきましては、家庭用、事業用などといった使用者の用途によって料金の設定をしているもの。併用とは、用途別と口径別の併用です。単一制と

は、用途や口径に区分のないものです。

また、ご参考までに給水収益を給水量で割りました1立方メートル当たりの給水単価及び総排水量に占めます県水受水量の割合を示す県水受水率なども掲載しています。以上が市町村の水道料金についての報告です。

最後になりますが、昨年12月に直面する課題に対して水道基盤の強化を図るために、水道法が改正されました。そのことにつきまして、若干補足するご報告をさせていただきます。改正により、都道府県が水道基盤強化のために広域連携の推進を行うことや新たな官民連携手法が制度化されました。これを契機に水道事業における将来の運営手法についてさまざまな議論がされています。議論を円滑に進めるため、水道事業におきます官民連携について整理したほうがいいのではないかとのご意見がございましたので、今回ご報告させていただくことにしました。

水道事業では、民間のノウハウや特徴を生かした最適な公共サービスを実現するためにさまざまな連携手法をとっています。資料では、まず関与の度合いに応じて6段階に整理しました。上からいわゆる公共の関与が強いもの、下にいくと民間の関与が強いものという整理です。現行の官民連携の大部分は、一番上の委託と呼ばれるもので県営水道だけではなく、ほとんどの市町村水道で導入されています。個別委託には浄水場の運転、維持管理などの業務を一括で委託する包括委託も含まれています。県営水道においては、平成25年度より夜間、休日の運転管理を含めた24時間体制を強化するため2つの浄水場と送水施設等の運転維持管理業務の包括委託を実施しています。

設計施工一括発注いわゆるデザインビルド方式ですが、これは施設の設計と建設を包括的に民間に委託するものです。いわゆる性能発注と呼ばれているもので、詳細な仕様かわりに完成品に求める性能を条件に付すのみで発注されるものです。これにより、設計調整、工程管理などに係る職員の負担が軽減されるものと考えています。来年度、県水道局においては、管路更新事業で試みに実施して、効果検証を行うことにしています。

これより、水道法に規定する管理に関する技術上の責任が民間に発生するということです。県水道局を含めて県下での導入事例はございません。水道法の改正で議論となりましたコンセッション方式や完全な民営化も現在では導入事例はございません。現在、県水道局では、官民連携の手法の導入は全く想定していない状況です。以上です。

**○清水委員長** ただいまの報告、またはその他の事項も含めてご質問があれば、発言を願います。

○**大国委員** 私から簡潔に4点質問をさせていただきます。まず、(仮称)中町「道の駅」についてです。昨年11月定例県議会の代表質問でも申し上げましたけれども、県がパブリックコメントを実施していますが、県民の皆様の声をどのように反映していくのか、また今後のスケジュールについてお尋ねをしたいと思います。

○**松田道路建設課長** ただいま、(仮称)中町「道の駅」のパブリックコメントの意見をどのように反映するのかと今後のスケジュールについてご質問いただきました。パブリックコメントについては、昨年5月に基本計画案に対して実施し、18名から55件の意見をいただいています。

大きく4分野で意見をいただきました。バーベキュー施設等の施設面、無線LANの設置や災害時の防災広場の活用などの防災面、周辺道路の渋滞対策等の道路環境面、最後に治安や安全確保のための体制、管理運営面に関するものです。サッカー場、ラグビー場等のスポーツ施設や天然温泉施設等の意見もいただきましたが、なかなか現時点で対応は難しいと考えているところです。防災面でいただいたご意見につきましては、芝生広場を災害時に広域防災拠点として活用するなどを位置づけていますので、現在具体的な検討を進めているところです。そのほかの分野、例えば施設面につきましては、地元や来訪者に魅力的な施設になるように土木施設や建築物の設計の中で今後検討を進めてまいります。管理運営面につきましては、現在管理運営の実施方針の検討を進めています。道路環境面ですが、道の駅の入り口を北側の第二阪奈有料道路沿いあるいは東側の県道枚方大和郡山線沿いに設けることにより周辺の道路に負荷が出ないように、あるいは周辺の観光施設への案内を行ってまいります。関係機関との協議が重要と考えていまして来年度から取り組んでいきたいと思っています。

今後のスケジュールですが、現在、基本計画に基づきまして、バスターミナル、駐車場、芝生広場等の土木施設の設計を進めています。それと管理運営の実施方針の検討を進めていまして、引き続き建築物の基本設計、実施設計を進めていく予定です。以上です。

○**大国委員** ありがとうございます。さきの代表質問でも答弁いただいておりますけれども、引き続き奈良市との連携もしっかりとお願いしたいと思います。

それと、地域の方から細かい話かもわかりませんが、ドッグランという話が出てまいります。何とかご協議の中にも入れていただくようよろしくお願いしたいと思います。

仮称ということでありまして、今後名前をどうするかという話が、当然出てくると思います。県内の方に聞きますと、中町「道の駅」というのはなかなかわかりづらいと

思いますけれども、名前について何かお考え等はあるのでしょうか。

○松田道路建設課長 名前につきましては、今現在、(仮称)中町「道の駅」ということで、前にもお名前の意見もいただいていますので、現在中身の検討をしています。名前をどのような形でつけていくのかということもあわせて、今後考えていきたいと思っています。

○大国委員 はい、わかりました。次にこの道の駅の完成予定についてお考えはありますか。

○松田道路建設課長 今現在、土木施設の設計や管理運営方針の検討をしています。引き続き建築物等の基本設計、実施設計等を行い、その後土木関係の詳細な設計、工事という段取りになってまいります。現時点でいつを目標にということにはございませんが、着実に設計、造成工事、建物等の工事に取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○大国委員 では、よろしくお願い申し上げます。

次に、奈良市とのまちづくり包括協定を4地区、平成27年1月23日にさせていただいていますけれども、八条・大安寺周辺地区についてお尋ねさせていただきます。新駅あるいは(仮称)奈良インターチェンジの設置等々、非常に大きなまちづくりが計画されています。また、知事も本会議等で答弁されているように、AIやIoT等を活用した最新鋭のまちづくりを検討いただいているということですのでけれども、現時点での進捗状況等お尋ねしたいと思います。

○加納地域デザイン推進課長 八条・大安寺周辺地区のまちづくり連携協定の進捗状況についてお答えさせていただきます。八条・大安寺周辺地区につきましては、世界遺産古都奈良の文化財の中央に位置し、県内で唯一の高速道路と鉄道の交通結節点となるなど非常にポテンシャルの高い場所です。県の新たな観光交流拠点となることが期待できる地区だと考えています。

また、本地区には佐保川遊歩道や県立図書館情報館、総合病院などの施設がありますので、これらの特色を生かし、多様な世代の交流を生み出すにぎわいや活力にあふれた住環境を創造することも必要だと考えています。さらに、国内外の都市においては、IoTや人工知能など最先端の情報技術を活用して、高度な都市サービスを提供するという新しいまちづくりが進められている状況がございますので、こうした状況を踏まえて、特に新駅周辺地区においては、立地特性を最大限に生かすために、このような新しいまちづくりについても検討していくことが必要だと考えています。

当地区につきましては、平成29年6月に奈良市とまちづくり基本構想を作成しており、次のステップであるまちづくり基本計画の策定に向けて検討を進めているところでございます。今後、今述べさせていただいたようなまちを目指して、地元の皆様のご意見をお聞きしながら、来年度中の策定を目指して、奈良市とともに検討を進めてまいりたいと考えています。以上です。

○**大国委員** 大安寺周辺地区の皆様、非常に期待をされておられるところでもございますが、なかなかイメージできない部分もあるように聞いています。もちろん、今後用地買収等の非常に難しい課題もあろうかと思えますけれども、今ご答弁ございましたように周辺地域の皆様とよく連携をとっていただくのが一番かと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

また昨年5月に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）ですけれども、バリアフリー基本構想等々の中でも検討されるかとも思えますが、全県的に進まない状況がこれまでございました。そこを法改正により、少しでも進むよというところでありますけれども、ぜひとも私はこれからの高齢者、あるいは障害者の方々等々、全ての方が本当に安心した歩行空間等で暮らしていただけるよというお願ひしたいと思えます。特に図書館等もございませし、桜がもう少ししますと咲きませが、本当にすばらしい景観です。先般、河川の清掃に皆様一生懸命、毎回取り組んでいただいております。本当に地域の方々は、より思い入れの強い地域だと思えますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。

3点目です。駅のバリアフリーについてお尋ねしたいと思えます。これまで私もこの委員会等で質問をさせていただいておりますけれども、地域の高齢者等また障害者の方々を含めてバリアフリーは住民の皆様にとって、身近な大切な課題です。特に駅は交通結節点となり、まちづくりの拠点となるものです。私もこれまで例えば県内の首長さんとともに国土交通大臣に直接お願ひに上がらせていただいた経緯もございませし、またそのことが今、特に近鉄生駒線等でも進められていませ。国土交通大臣も平成32年度までに何としても、1日の平均利用者数が3,000人以上の鉄道駅について、原則として全ての駅の段差の解消や視覚障害者の誘導ブロックの整備等、バリアフリー化の100%実施という目標は変わらないと強くおっしゃっておられませけれども、そういった状況の中で平成31年度の具体的な取り組みについてお尋ねしたいと思えます。奈良県内3,000人以上の乗降客のある駅舎等のバリアフリー化が進んでいない駅もまだまだあります。私の住

んでおります平城駅もその一つですけれども、全体的な取り組みについてお尋ねしたいと思います。

**○西村地域交通課長** 鉄道駅のバリアフリー化に係る平成31年度の取り組みについてお答えさせていただきます。大国委員がお述べいただいたようにバリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針では、1日の平均利用者数が3,000人以上の鉄道駅について、平成32年度までに原則として全ての駅の段差の解消や視覚障害者の誘導ブロックの整備等、バリアフリー化を実施することが定められています。また、奈良県の公共交通基本計画においても同様の整備目標を定めているところです。県内の1日平均利用者数が3,000人以上の鉄道駅については、現在63駅ありまして、平成30年度末の時点では、50駅の段差解消が行われる見込みで、79.4%の進捗率となります。平成31年度におきましては、近鉄の坊城駅、前栽駅、東山駅の3駅でエレベーターの設置等の工事完了が見込まれる予定です。また、平城駅及び南生駒駅では平成32年度の工事実施に向けた設計を進める予定であり、所用の予算額を計上させていただいています。バリアフリー化の円滑な推進のためには、国、地方公共団体、鉄道事業者による三位一体の取り組みが重要であると考えており、県としてもバリアフリー化の整備目標を踏まえ、引き続き必要な支援、協力を行っていきたいと考えているところです。以上です。

**○大国委員** いろいろ難しい課題等もございますけれども、しっかりと進めていただきたいと思います。

先ほども少しふれましたけれども、昨年のバリアフリー法改正にあたり、ユニバーサルデザインという言葉もございますけれども、より一層、面的あるいはハード、ソフト面でのバリアフリー化の推進をしていくことになっています。特に先ほども取り上げました八条・大安寺周辺地域周辺の計画等もこれから進められると思いますが、一方では、おくられている地域がございます。インバウンドでたくさんの外国人観光客の方々がいらっしゃっているところですが、特に西ノ京駅が、周辺道路の問題等もあると思いますけれども、なかなかスムーズに公共交通機関を乗り継ぐことができないと聞いています。例えばバス停一つとりまして、非常にわかりづらいところにあったり、また表記がわかりづらく周辺のお店の方々に随分迷惑をかけていることもお聞きしました。世界遺産でもございますし、これから来年東京オリンピック・パラリンピック、大阪・関西万博等がございますが、この辺をどこが所管するのかよくわかりませんが、もう少し外国人観光客の方や一般県民の皆様等にもわかりやすくなるように、これは要望でとどめたいと思います。

けれども、今後のご協議の材料としていただければと思っています。

最後に、県営住宅についてお尋ねします。入居者の方々、特に県営住宅そのものの老朽化が進んでいます。一方で建てかえ等もございますけれども、なかなかそれも進まない状況です。長年入居されているの方々もお歳を重ねていらっしゃる、収入も減っているという状況で、例えば修繕費の負担が非常に重たいと多くの皆様から聞かせていただいています。そんな中で、ことし1月31日からURの賃貸住宅の修繕費について居住者が負担する項目が81から11に削減されたという発表がございました。私は、そういう流れなのかなと思いますし、入居の方からも直接そういうご負担の声を聞いているところです。今後、県営住宅としても、修繕費等の区分の見直し等々行われるお考えはあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

**○塚田住まいまちづくり課長** ただいま、県営住宅の入居者が負担する修繕項目に関してご質問いただきました。県営住宅における入居中に行う住戸の修繕の費用負担については、奈良県営住宅条例に基づき、修繕の内容に応じて県が負担するものと入居者が負担するものに区分しています。入居中の修繕負担につきましては、県営住宅に入居される前に入居説明会において県営住宅住まいのしおりに基づき、入居される方々に説明しているところです。大国委員お述べのとおり、独立行政法人都市再生機構、略称URになりますけれども、本年1月末から入居者が修繕を負担する項目を81項目から11項目へ見直しを行っています。これはURが行った賃貸住宅市場における修繕負担の状況調査結果等を踏まえて見直しされたと同っています。

県営住宅の修繕負担については、畳の表替えや破損ガラスの取替え等軽微な修繕や、建物の構造上、重要でない部分の修繕に要する費用は、入居者の方々に負担いただき、それ以外は県が負担しているところです。しかし、実際に修繕が生じたときは、条例の規定に基づき、県の負担となっているものでも、その原因を調査し、原因が入居者の故意、過失または善管注意義務違反による場合については、入居者の負担としています。逆に、県や指定管理者の過失により生じた不具合については、県の負担により、修繕を行っています。URにおいても、入居者の故意、過失等が原因となる修繕については、県と同様の取り扱いになっています。修繕のあり方については今後、他の都道府県の状況や取り組みなどを調査し、研究してまいります。以上になります。

**○大国委員** わかりました。条例と区分はいつ決められたのでしょうか。随分前でしょうか。

○塚田住まいまちづくり課長 条例に基づきまして、詳細を要綱で定めているところですが、平成10年度に定められたものとなっています。以上になります。

○大国委員 平成10年ということですが、今後の高齢社会、100歳時代ということを考えますと、様々な今後の検討課題があると思っています。修繕項目もそうなのですが、例えば共用部の電球の交換、さらにはハトの被害等々は、4階5階に被害が集中していますけれども、自分でネットをつけるとしてもなかなか高いところで大変危険な状況があります。今申しあげました共用部の電球の交換等におきましても、見ていても随分危ない状況で交換されているのもございます。そういったことも含めて、今後の課題としてしっかりとご検討いただくことで認識してもよろしいでしょうか。

○塚田住まいまちづくり課長 県営住宅の共用部分の管理、電球の交換等について負担になっているお話、それからハトの被害に関してはネットをつけることに関してもいろいろご要望をいただいていることは承知しております。

現在、県営住宅は共用部分の管理について、自治会に原則お願いする形をとらせていただいています。一方で、自治会を構成する住民の高齢化が非常に進んでいます。県全体の平均よりも県営住宅全体の高齢化のほうが高いという現状になっています。そういった中で県全体でも今後高齢化が進みますし、県営住宅も今後高齢化が進むということを考えますと、共用部の管理について状況を見据えて、今後も検討していきたいと考えています。以上になります。

○大国委員 県営住宅に行きますと、随分ご不安の声をたくさんいただくのです。若い方達が本当にいらっしゃらないという住宅の姿ですので、今後ぜひとも検討をお願いします。ありがとうございました。

○太田副委員長 私から2点質問させていただきます。1点目はJRの駅のトイレの問題です。先にお聞きしたところ、JR掖上駅と金橋駅と香久山駅の3つの駅でトイレが撤去されるとお聞きしております。県として今どのように事態を聞いておられて、対応されようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○西村地域交通課長 掖上駅、金橋駅、香久山駅の3つの駅につきましては、既に無人化されているうえ、トイレが閉鎖、撤去された駅もあることを承知しています。

県として、鉄道駅は地域の社会経済活動の重要な拠点であると考えています。このため、平成28年3月に策定した奈良県公共交通基本計画において、無人化された鉄道駅の再活性化を総合的かつ計画的に講ずべき施策と位置づけ、平成30年度より駅の再活性化等に

取り組む市町村等を支援するため、安心して暮らせる地域公共交通確保事業を拡充し、鉄道駅の利用環境整備についても補助対象としているところです。この補助制度を活用して、御所市では、JR西日本から御所駅の駅舎を無償で譲り受けて、地域の交流や観光の拠点となるような駅舎や駅前広場の整備、トイレの多機能化などにも取り組まれているところです。無人化された鉄道駅の再活性化のグッドプラクティスとなるものと考えています。

このように、無人化された鉄道駅を地域の交流や観光の拠点として再活性化していくうえで、トイレは非常に大事なものと認識していきまして、県としても鉄道駅の利用環境整備について引き続き支援していきたいと考えています。以上です。

**○太田副委員長** 現在の法令では、鉄道駅での駅係員の廃止であったり、トイレの設置についても鉄道事業者の判断に委ねられているということで、JR等の鉄道会社が自由に行ける体系にあるとお聞きしています。県として権限が与えられていない中、なかなか厳しい状況であると思いますが、先ほどのご答弁でもありましたように、地域としては大きな資源の一つだと思います。そうした中で、トイレの設置がされないということになりますと、やはり地域にとりましても、鉄道利用者にとりましても困ることになります。

背景には、JRで新車両が導入されるということで、その車両の中にトイレが設置されるためとのことですが、それで済むか本数をお聞きしましたら、1時間に1本という状況です。駅で待つ方がトイレを利用できないと思いますので、当然、引き続きJRに対して、県としても要望していただきたいと思います。それと、新車両の導入は春の段階では40%と秋でようやく100%となりますので、せめてその期間まではトイレの設置、トイレの存続を求めていただきたいと思っています。先ほどご答弁の中で御所市の御所駅を例に出していただきましたが、JRの掖上駅も御所市で新たにトイレを設置するという動きを聞いておりますが、この点、県として何か支援を考えているのかどうかについて再度、お聞かせいただきたいと思います。

**○西村地域交通課長** 御所市が掖上駅でもトイレの整備を検討されていることはお聞きしています。ただ、先ほども申し上げましたように、安心して暮らせる地域公共交通確保事業の中で鉄道駅の利用環境の整備なども対象としているのですが、この事業におきましては、事業を採択するかどうかという選定委員会が設置されていて、その審査によって、支援や補助をするかどうかが決定的な状況です。以上です。

**○太田副委員長** 今後、また無人駅がふえるのではないかと、あるいはトイレがまた減っていくことが心配だと思っていますので、ぜひこうした取り組みも補助対象にしていただ

ればと思います。朝に駅でご挨拶などで立たせていただいておりますが、急に体調を崩されたり、重い荷物を持って反対のホームに渡らなければならない方のお手伝いをさせていただくこともあります。なかなか出来ない場合もありますので、そういった点でもぜひ、引き続き県としてもなんらかの形で鉄道駅の活性化、地域の拠点としての取り組みを進めていただきたいと思います。

2点目、京奈和自動車道大和北道路について、合併施工方式ということで、平成30年度に事業化されました。私は県庁に来るときには、京奈和自動車道を通って郡山インターチェンジで降りていますが、なかなか西名阪自動車道に車が流れていない状況です。これから先にできる大和北道路は、有料区間と聞いていますが、この道路ができることによって、一体どれぐらいの車が大和北道路に流れるのか、交通予測は出されているのかについてお伺いをしたいと思います。

**○松田道路建設課長** 太田副委員長から大和北道路の自動車交通量の予測のご質問をいただきました。平成30年3月に（仮称）奈良北インターチェンジから（仮称）奈良インターチェンジ間が新規事業化されています。その際の計画交通量ですが、（仮称）奈良北インターチェンジから（仮称）奈良インターチェンジ間の一日あたりの交通量が、約1万9,800台となっています。その南側でございますが、（仮称）奈良インターチェンジから郡山下ツ道ジャンクション間の予測交通量が一日あたり2万4,500台と新規評価時に策定されています。以上です。

**○太田副委員長** 2万4,500台のうち、1万9,800台が大和北道路に流れるということですか。

**○松田道路建設課長** ご説明がわかりにくくて申し訳ございません。大和北道路を南から行きますと郡山下ツ道ジャンクションから（仮称）奈良インターチェンジまでございます。それからトンネル区間を含みまして（仮称）奈良北インターチェンジまでつながる形です。ご質問いただきました橿原方面から走ってきまして、そのまま大和北道路がつながる区間は、郡山下ツ道ジャンクションから（仮称）奈良インターチェンジ間になりますので、その間の交通量は一日あたり2万4,500台と予測されています。（仮称）奈良インターチェンジからさらに北側ですが、その区間の将来の自動車交通量予測量は一日あたり1万9,800台ということで、大和北道路を南側の区間と北側の区間、大きく2つに分けてまして予測交通量が出ているところです。

**○太田副委員長** あとでもう少し詳しく教えていただきたいと思いますので、現在無料の

区間である南から来て郡山インターチェンジまでの区間が2万4,500台で、それより北の部分、新たに事業化された部分の交通量は、1万9,800台ということではないのですか。このことについては、詳しく教えていただきたいと思います。以前に松田道路建設課長から、現在国道24号が5万台から6万台ぐらいの交通量ということを示され、柏木町交差点あたりでそういう数字がありました。ここでの混雑度が1.22という数字を示していただいたのですが、大和北道路ができることによって、混雑度がどれぐらい低下すると見通されているのか、その点についてもわかれば教えていただきたいと思います。

**○松田道路建設課長** 大和北道路ができることに伴い、太田副委員長がお述べの柏木町交差点の混雑度が幾らになるかという数字は確認できていません。ただ、大和北道路の新規事業化採択時の評価を見ますと、大和北道路周辺の国道24号、同じ南北の国道169号や周辺の南北の道路がございまして、現在渋滞しているところです。大和北道路ができることによって、周辺道路を含めて交通容量が下回るという数字はございます。以上です。

**○太田副委員長** ありがとうございます。国会でも議論されていたのですが、平成16年は、大体このまま交通量がふえていって、国道24号の交通量が平成32年には7万4,000台になるということで、これでは道路の許容量を超えてしまいます。大和北道路が完成するとこれが5万2,000台から6万6,000台ということになる見込みということで、この道路が計画されたのが当初の目的でございました。先ほど、数字も持ち合わせているということでしたので、ぜひ後ほど明らかにしていただきたいと思います。私の質問は以上です。

**○清水委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかになければこれもちまして質疑を終わります。

次に本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は、反対討論されますか。

**○太田副委員長** します。

**○清水委員長** では、平成31年度議案、議第21号中当委員会所管分及び議第28号については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしく願いいたします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それではそのようにさせていただきます。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

特別な事情が生じない限り、ただいまの構成による当委員会は、本日の委員会をもって最終となる予定です。

昨年7月より、委員各位におかれましては、当委員会所管事項であります道路整備、河川改修あるいは土木行政一般、また水道施設の充実につきまして、終始熱心にご審議いただきました。

また、理事者の皆様におかれましても、種々の課題について、積極的な取り組みをしていただきました。

おかげをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを、委員各位並びに理事者の皆様に御礼申し上げます。簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

では、これをもって当委員会を閉会いたします。